

令和3年度

第3回民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会

議事録

日時：令和4年3月18日（金）10:00～12:00

場所：Web会議

【議題】

- (1) 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」認定の進め方について
- (2) 海域における保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の検討状況について
- (3) その他

【資料】

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料 1-1 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」認定の進め方
- ・ 資料 1-2 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」認定基準（案）
- ・ 資料 2 海域における保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の検討状況について
- ・ 参考資料 O E C Mにも貢献する環境省の取組状況について

1. 開会

- 事務局・河野 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第3回「民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会」を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本検討会の事務局を担当しております、いであ株式会社の河野と申します。よろしくお願いたします。

まず初めに、環境省自然環境局の奥田直久局長より開会の御挨拶をいただきましたと思います。

- 奥田局長 皆様、おはようございます。自然環境局長の奥田でございます。本日はお忙しい中を民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。これまで2か年にわたって、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域、いわゆるOECMを国内でどのように展開していくかについて検討してまいりました。回数を重ねるごとに傍聴される方の数が増えて、今日もかなり大勢が傍聴されていると聞いておりますけれども、OECMの注目度の高まり、また意義ある仕組みを構築することの責任というものをひしひしと感じているところでございます。

現在、スイスのジュネーブではちょうど生物多様性条約に関連する会合が開催されている最中でございます。ここではCOP15 第二部で採択を予定されている生物多様性の次期世界目標、ポスト2020生物多様性枠組、Global Biodiversity Frameworkに関する議論が行われているところでございます。この枠組み案では2030年までに生物多様性の回復を軌道に乗せるために緊急の行動を取ることがミッションとして提案されているわけでございます。

また昨年6月に開催されたG7サミットでは御承知のとおり、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させるという地球規模の目標、いわゆるネイチャーポジティブへのコミットが表明されております。

我が国が積極的に支持するこれらの野心的な目標を達成するためには、官民を挙げた取組が不可欠だと思います。このためにも民間が生物多様性の保全に貢献していることを定量的に評価するための仕組みを早期に整備していくことが重要ではないでしょうか。

この検討会では、民間の取組によって生物多様性保全が図られている区域を環境省が認定する仕組みを中心に検討を行ってきました。今回は本年度最後の検討会になります。環境省による認定の仕組みは来年度から試行を予定しているので、このための認定基準や認定の進め方について最後の御確認をいただくこととしております。また、海域におけるOECMの進め方についても御説明を差し上げる予定にしております。2か年度と年度が2年にわたっておりますけれども、この検討の締めくくりとなる重要な検討会だと考えております。

石井座長をはじめ、本当に先生の皆様方におかれましては、これまでの御検討に重ねて感謝申し上げたいと思います。本日も限られた時間でありますけれども、今日は先ほど申し上げたように来年度以降の検討につながる重要な会議ですので、さらなる貴重な御意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、本日は関係省庁も含め非常に多くの方に参加いただいております。改めて、傍聴していただいている方にも感謝を申し上げたいと思いますし、引き続きこの制度がうまく波に乗るような形での御協力を全ての方々にお願い申し上げて、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

- 事務局・河野 奥田局長、ありがとうございました。初めに御説明させていただきますが、本日の検討会はWeb会議での開催となっており、委員の皆様はオンラインで御出席いただいております。また傍聴希望の御登録をいただいた皆様にも傍聴いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続きましてお手元の資料の確認です。議事次第に記載の資料一覧につきまして、不足の資料がございましたら事務局にお知らせください。

続きまして、出席者を御紹介させていただきます。時間の関係上、事務局より出席者名簿に沿って委員の皆様の名前を読み上げさせていただきます。

初めに大阪府立大学名誉教授で、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所理事長の石井 実委員です。

- 石井委員 石井です。
- 事務局・河野 続きまして、慶應義塾大学環境情報学部教授の一ノ瀬友博委員です。
- 一ノ瀬委員 一ノ瀬です。よろしくお願いします。
- 事務局・河野 続きまして、NPO法人Green Connection TOKYO 代表理事の佐藤留美委員です。
- 佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いします。
- 事務局・河野 続きまして、株式会社日本政策投資銀行設備投資研究所エグゼクティブフェローの竹ヶ原啓介委員です。
- 竹ヶ原委員 竹ヶ原と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、東京農工大学名誉教授の土屋俊幸委員です。

- 土屋委員 土屋です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、NPO法人いわて地域づくり支援センター代表理事で岩手大学農学部名誉教授の広田純一委員です。

続きまして、国立研究開発法人海洋研究開発機構地球環境部門海洋生物環境影響研究センター、センター長の藤倉克則委員です。

- 藤倉委員 藤倉です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 続きまして、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の八木信行委員です。
- 八木委員 よろしくお願ひいたします。
- 事務局・河野 続きまして、国連大学サステイナビリティ高等研究所シニアプログラムコーディネーターの渡辺綱男委員です。
- 渡辺委員 おはようございます。渡辺です。よろしくお願いいたします。
- 事務局・河野 また議事次第にございますように、事務局のほか、環境省関係課室、及び関係省庁からも傍聴、オブザーバー参加いただいております。

続きまして会議の進め方ですが、本会議においては、委員、オブザーバーの皆様は御質問がございましたら、挙手ボタンにてお知らせいただくか、「よろしいでしょうか」と一言お声掛けください。なお、傍聴の皆様は御発言いただくことはできませんので、御了承ください。

それでは議事に移らせていただきます。ここからの進行は石井座長にお願いできればと存じます。石井座長、よろしくお願いいたします。

2. 議題

- 石井座長 改めまして、石井でございます。よろしくお願いいたします。本日も進行役を務めさせていただきます。限られた時間でございますけれども、委員の皆様にはいつものように活発な御議論をお願いしたいと思います。本日の議題でございますけれども、その他を含めまして3件でございます。それでは議事次第に沿って進めてまいります。議事(1)「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」認定の進め方についてということで、事務局から説明をお願いします。資料1-1、1-2、続けてお願いします。

(1) 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」認定の進め方について

- 環境省・小林 環境省の自然環境計画課の小林です。よろしくお願ひいたします。本日は民間取組が行われている区域を国が認定する仕組みについて説明いたします。資料1-1では、まず認定審査をどのようなプロセスで進めていくか、そして次に認定後にどう継続するか、その継続の考え方をどうするのか、そして前回いろいろ御意見いただきました、この民間取組を国が認定する区域の名称、呼び方について、そして資料1の最後で来年度は具体的に何をやるのかを説明していきたいと思ひます。

まず最初にスケジュールを御説明いたします。来年度、早速認定の仕組みを試行してみたいと思っております。そしてR5、2023年度にこの個別認定を正式に開始しまして、2023年中に100地域の先行認定を目指していきたいと思ひています。

では、具体的にどのように認定をしていくかです。大きく4つのステップを考えています。まず最初はステップ1、これはいきなり申請を受け付けるのではなくて、この管理内容の充実や質の向上につなげるために、事前相談のプロセスを設けたいと思っております。そこで申請内容をブラッシュアップして、申請書を出していただきます。

そしてステップ2です。申請書を出していただきましたら、まず事務局にて予備審査を行っていきたくと。その中で不備があったり、こういったところが足りなければ、補正を行いながら予備審査を実施していくということを考えております。

そしてステップ3、そういった予備審査を経て出てきたものを審査委員会によって審査して、判断していくところを考えています。

そしてステップ4、その審査委員会の結果を踏まえまして、環境省が認定を行って、その結果を通知していくと考えております。それらのうち保護地域との重複を除いた部分をOECDの国際データベースへ登録していくと考えています。

具体的にはこのステップの流れで問題ないかどうかを来年度の試行で検証して実施をしてきたいと思っております。

次に認定した後にはどうするかという継続のフローについてです。まず申請をい

ただいたら、その審査を行って、基準を満たしていれば左側の認定、そして満たしていなければ認定できないというところになります。

まず、認定した後、左側のフローですけれども、認定後に認定期間何年というのを設けることではなくて、大体原則5年ごとに現況の確認をしていきたいと思っています。いわゆる点検です。その点検の結果、1番左の全く問題がない、このまま続けていこうというものは引き続き認定継続。真ん中はやや黄色信号です。ちょっとこのままだと危ういのではないかという場合は要改善を図りながら、認定を続けてくださいと。その次の現況報告までに改善を図ってくださいねというような形でやや黄色信号で続けていくもの。そして右側は区域がもうなくなった、管理がなかなか難しく改善をするのも難しいのではないかという場合は認定取消しもやむを得ないと考えております。

一方で、認定後——この右側に伸びるフローです。例えば、区域の変更や管理措置の内容を変更したい、それまでの管理者の方針が変わったという場合もあると思います。そういったときはまず認定継続を受ける意思があるかないか、その意思を確認したいと思います。もう意思はなく、解除していきたいということであれば、認定を取り消すという話もあると思います。一方で引き続き認定を継続していきたいと考えていただければ、その変更の内容を申請いただいて、その変更内容で基準を満たして問題がないか、その場合は変更したもので認定していきます。そして変更したものが残念ながら基準を満たせていなければ、取消しといったこともやむを得ないと考えております。こういったフローで認定後も考えていきたいと思っております。

続きまして、名称です。これは民間の取組が図られている区域を環境省が認定する、その区域の名称です。前回「自然共生エリア」と提案させていただきましたが、今回「自然共生サイト」と、「サイト」にしたものでどうかと御提案させていただきます。その理由としては、下に書いてありますように、エリアというのがやや分かりにくいと。これがOECM全体とか保護地域全般に係るようにも見えるという御意見をいただきました。そういったことを踏まえまして、あくまでここでは民間の取組を国が認定するその区域、いわゆる用地とか敷地といった部分に対する名前ですので、「サイト」がそういう意味を持つため、ここでは「自然共生サイト」と呼ぶことが適切ではないかということで、改めて御提案させてい

たきます。

続きまして、来年度の具体的に何をやっていくかという取組です。ここではまず右側を見ていただければと思っています。この事業のイメージのところです。まずこの生物多様性の「見える化」というものに着手していきたいと考えております。これは何かと言いますと、まず1番のように生物多様性の情報といったものを可視化、地図化していきたいと。どんなところが重要で、どういったところを保全すればいいのかをまず視覚的にも分かるようにします。

次に2番ですが、では実際に何をすればいいのか、具体的にどんな管理をすればいいのか、その管理手法を提供できるような仕組みにしていきたいと。実際にそこで、ではその管理手法に基づいて活動して、その結果その活動の結果もこの地図と連携させることで評価できるような仕組みにしていきたいと。単にビジュアル的に見えるだけではなくて、どこで何をすればいいのか、さらにそのやった結果が評価されるような、こういうぐるぐる回るような、この全てを含めて「見える化」、まさにこういったことを進めていきたいと考えております。実現するためにはまだまだ課題は多いと思いますが、こういうものを目指してやっていきたいと思っています。

続いて、試行と申し上げていた部分についてです。この試行については来年度、具体的には2つ考えていきたいと思っています。1つはいわゆる認定実証事業という形で、いわゆるプロセスです。申請して審査するというそのプロセス自体がうまくワークするかどうか、ここを実証していきたいと思っています。そしてR5の本格運用に向けて必要な修正も行いながら考えていきたいと。

もう1つは調査事業です。これは将来的には認定のポテンシャルのあるサイト、ただ、まだ実際課題などはある場所もあると思います。そういったところはまず有識者の助言も踏まえながら、どうしたら改善できるか、そういったことを考えていきたいと。その結果を最終的にはガイドラインとしてまとめて、申請しやすくするようなことを、皆さん、同じ悩みを抱える方々が参考にできるようにしていきたいと考えております。以上で、資料1-1は終わりになります。

資料1-2は認定基準です。これは前回12月に開催した検討会を中心に委員の皆様にご議論いただいたものでございます。おかげさまで、この認定基準は一旦の整理はできてきたかなと考えております。あとは、この基準を使って実際に

試行で試しながら現場に当てはめてみて、本当に適切なのか、また、基準の詳細な考え方はどうすればいいかというところを詰めていく段階に入ったと考えております。そのため前回の検討会から中身は大きく変わっておりません。

- 一方で、自治体さんなどにヒアリングしたときに、表現上ちょっと分かりにくいねと受けたものを踏まえて、やや表現の適正化や微修正を行っております。ですので、今回は時間の関係上詳細の説明は省かせていただきます。議題（１）について事務局からの説明は以上です。

- 石井座長 御説明ありがとうございました。小林補佐から御説明いただきました。それではただいまの御説明に対しまして、質問、御意見等あったらお願いいたします。では、まず土屋委員からお願いします。
- 土屋委員 非常に単純な質問ですが、来年度の試行の対象となるサイトと言いますか、事例というのはどういうところをお考えでしょうか。御説明がなかったように思ったので。１点だけです。
- 石井座長 これは全てに関わるかもしれないので、このところだけ御回答をお願いします。
- 環境省・小林 土屋委員ありがとうございます。来年度は試行では、この基準がどういうところがよいかどうかということで、いろいろな分野を考えていきたいと思っております。それは例えば企業さんが持っているような社有林であったり、もしくは敷地内の緑地だったり、また地域の方が行っているようなビオトープであったり、森林施業地とか、いろいろなタイプ、様々なものを踏まえながらいろいろな分野が民間取組を認定する区域については考えられますので、偏ることなく地域や分野のバランスを見ながら実際のサイトを事例として検証していきたいと考えております。
- 石井座長 土屋委員、よろしいでしょうか。
- 土屋委員 簡単な関連ですが、大体何か所ぐらいを想定されていますか。
- 環境省・小林 実際にはまだこれから詳細な数などを考えていきたいと思うのですが、来年の試行で大体 50 件ぐらいは試してみたいと思っております。実際にそれができるかどうかはこれから来年度の詳細を詰めていく中ですが、まずはそれぐらいの数を年間こなせるかどうかも含めて、年間に事務的にこなせる数とい

う意味でもそれぐらいが妥当かどうかも含めて、50 件ぐらいを考えております。

- 土屋委員 了解しました。
- 石井座長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、渡辺委員、お願いします。
- 渡辺委員 御説明ありがとうございました。また今後の具体的な進め方、ステップについて検討を進めていただきましてありがとうございました。大きな流れという意味では私はいい流れではないかと受け止めました。次年度試行的に取り組んでいくということで、その中で前から申し上げていたOECMの保全管理にとって、モニタリングあるいはその結果を受けた評価、モニタリングも参加型のモニタリングが大事になってくると思うのですけれども、試行の中でそういったモニタリングや評価についても一緒に考えていくことができたらいいなと思いました。

それから今の小林さんの説明の中で、生物多様性の見える化事業という御紹介がありました。広域的に優先度の高いところを見えるようにしていく、具体的な活動につながって、それがOECMの認定につながっていったらいいなと思います。しかも個々の認定だけではなくて、相互にネットワークされていくことにつながっていく、そのために、この生物多様性の見える化事業は、とても大事な取組ではないかと思いました。うまく機能するように進めていただけたらと思います。

もう1点、この認定に対して非常に積極的・活発に応募が上がって、各地で認定が進んでいくということのインセンティブというところも今後の大事な課題になると思います。環境省の事業によって試行的なことをモデル的に応援していくということが最初の段階で必要だと思うのですけれども、それを受けて軌道に乗せていく上で、民間の資金の導入であるとか、各省の制度や事業的な支援といったものがうまく組み合わさるようになっていけばいいなと思います。また、環境省の法律でも、例えば民間と自治体が一緒になって行う活動であれば、生物多様性地域連携促進法といった既存の制度をうまく使っていくケースも、案件によっては出てくるのではないかと、そういったところも心に留めて試行を進めていったらどうかと思いました。

あと1点御紹介ですけれども、国連大学のほうで先月25日にこのOECMに関して、いろいろな国際機関と共に、どうやってOECMを進めていったら効果

的な保全管理につながるのだろうかということで、専門家のダイアログを開催しました。IUCNやユネスコ、UNCTAD、クリティカル・エコシステム・パートナーシップ・ファンド(CEPF)、そして日本の環境省にも御協力、参加をいただいて、コンサベーション・インターナショナルやUNDPと一緒に開催をしました。このOECMと文化的な側面との関係とか、コミュニティーの参加の在り方、あるいはOECMと貿易やサプライチェーンとの関わりといった幾つかのテーマで議論を進めました。

今後、このグローバルダイアログということで、OECMの国際的な議論も進めていくことを予定しておりますので、そういった議論の中から国内の日本のOECMの効果的な保全管理に役立つような考え方あるいは情報が得られてきましたら、この委員会でも共有していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

- 石井委員 ありがとうございます。今日は比較的時間がありそうなので、今の点に関して環境省のほうから何かございますか。
- 環境省・小林 渡辺委員、ありがとうございます。これからの進め方についてどうしていくかという御助言、アドバイスをいろいろいただいたと受け止めております。おっしゃっていただいたとおり、まずこのいただいたモニタリングについても、例えば、先ほど申し上げた課題調査事業の中で、実際にどのようにモニタリングをやればいいのかとか、そういう簡易的なモニタリング手法も含めて、誰もが取り組めるようなものとか、そういったところを考えていけるのも重要かと思っております。

また、見える化もおっしゃるとおりで、ただ単に民間取組の区域の認定促進—もちろんこれの後押しをするのも重要な仕組みになっていくと思っておりますが、それにとどまらず、この生物多様性保全全般とか生態系ネットワークの構築のためとか、そういったものにうまく活用・機能できるようなものにしていきたいと思っておりますので、そこら辺を意識しながら進めていきたいと思っております。

やはりインセンティブの重要性はこれまでも検討委員の皆様からも何度も御指摘いただいているところでございます。なかなかうまくいっているところではないところですが、今日、その他の議題でもインセンティブについて少し御説明さ

せていただければと思っていますし、来年度から実際にどんなメリットやインセンティブがあるのか、今日いただいた御指摘も踏まえながら、本当に既存の制度との連携や関係者との連携をしながら様々進める施策というのを考えていきたいと思っています。

国際的な部分についても、やはりこのOECMとして国際的に登録していくことを踏まえれば、この日本のOECMの考え方といったものを逆に世界に発信したり、理解していただくことも非常に重要になってくると思っています。ですので、おっしゃっていただいたこういう国際機関との議論や連携、そういった意見交換の場というのもこれから有効に活用してければと思っていますので、その点もぜひ今後とも御協力や御連携いただければと思っています。よろしくお願いたします。

- 渡辺委員 ありがとうございます。
- 石井座長 ありがとうございます。それでは続きまして、竹ヶ原委員、お願いいたします。
- 竹ヶ原委員 丁寧な御説明ありがとうございます。大変分かりやすかったです。幾つか御質問させていただければと思うのですが、まずは認定プロセスです。予備審査のプロセスなどを入れていただいて、非常に丁寧に組み立てられていて、素晴らしいと思いました。

これに関して2つ質問があります。まず、認定された後の事後的な変更についてですが、フローを見ると、認定を受けた側が変更したい場合に申し出て、それを審査するという立てつけになっているように見えます。例えばですが、重大な変更があった場合に告知というか報告を義務づけて、認定をした側もステップインしていくプロセスは想定されているのでしょうか。

もう1点は、認定にあたっては現地の実査が必要になってくると思うのですが、この運用はどうお考えでしょうか。例えば、地方環境事務所がNPOなどと連携して現地を確認するような形を、モニタリングも含めて考えていらっしゃるのかどうか。この2点、お伺いできればと思います。

残りはコメントなので、簡単に申し上げます。まず、OECMの名称については「サイト」に変更することは賛成です。また、促進事業については、今、小林さんから御説明あったとおりで、やはり求心力を高めるためにはインセンティブ

がすごく大事だというのは私も全く同感であります。

先ほどの資料では、事業のイメージのところで、「活動が評価される」と書かれています。TNFDが入ってくる、この局面を考えれば正鵠を得ており、長期的には間違いなくこういう取組がTNFD等を介して評価されて金融市場から御褒美が得られる展開が期待されます。いずれは間接金融、ESG地域金融みたいな形で地銀などの事業性評価にも反映されて、投資だけでなく、融資条件でもインセンティブになるかもしれません。そうした期待はあるのですが、多分時間がかかるので、まずスタートダッシュである程度登録を増やしていこうとすると、やはり何らかのインセンティブが必要だと思います。この資料の一番右下に「等、企業のメリットへ」との記載があり、参考資料で後ほど多分御説明があると思いますが、経済的なインセンティブ付与も課題として位置づけられていることに鑑みれば、ここも強調していく必要があるんだろうなという感想です。

最後に、いろいろ議論が分かれる生物多様性の価値をどう見るかについて、里山など二次的な自然環境を幅広く取り上げている点、管理の有効性についても個別にケースバイケースで見えていくという柔軟な仕掛けを取り入れている点など、認定プロセスが丁寧に作り込まれた効果として、制度の建てつけとしては「沢山申請して下さいね」というメッセージを発していると思います。それだけに、初期段階を動かすインセンティブが肝となるだろうと改めて感じました。以上です。どうもありがとうございました。石井座長 ありがとうございました。それでは御質問もありましたので、環境省のほうからお願いします。

- 環境省・小林 竹ヶ原委員、ありがとうございます。まずは様々なアドバイス、そしてコメントをいただきまして、ありがとうございます。おっしゃるとおりインセンティブ系は特に重要になってくると思いますので、そこは今日のその他の議題でも盛り上がってくるところがあるかと思いますが、引き続き考えていきたいと思っています。

いただいた御質問についてです。この認定後のフローについて、この認定サイドから何か発見したりとか、そういうような部分があるかどうかというところだと思いますが、なかなかこの辺がこの認定の仕組み自体が何か現時点で法に基づくような強いものではなく、申請を受けるというボトムアップの仕組みを考えております。そのためなかなか今この仕組みの中に我々から発見してとかいうとこ

ろの明記はできていないのですが、そこはでもおっしゃるところは御指摘のとおりだと思いますので、引き続き課題として検討させていただければと思っております。

- 竹ヶ原委員 ありがとうございます。難しいことを申し上げているのは重々承知の上なのですけれども、最終的に経済的なインセンティブとひも付けるとすると、この認定を受けているからこそ、努力が権利化されたり、換金できたりという話になりますので、事後的な事情変更に対して、認定した側がステップインする必要が出てくると思います。この辺りは実証などを踏まえて御検討をされていくフェーズかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 環境省・小林 はい、ありがとうございます。もう1点、現地確認についてです。こちらについても、やはり来年度の試行の中で、実際この現地確認をやることでどれぐらい労力がかかるかとか、それから時間的な部分、コスト的な部分を含めてかかるのかというのを確認しながら、必要性を必須にするのか、場合によってやるのか、必要に応じてやるのかというところを考えていきたいと思っております。現時点ではそういったところでございます。
- 竹ヶ原委員 分かりました。ありがとうございます。
- 石井座長 よろしいでしょうか。それでは、藤倉委員、お願いします。
- 藤倉委員 御説明ありがとうございます。まず、試行に関する事業はとてもしっかりしたいと思います。ぜひぜひお進めください。よろしくお願いいたします。それから次にこの認定の進め方のイメージがステップ1から4まであって、先ほどの御回答では50事例ぐらいを試行してみたいというお話でしたけれども、恐らくステップ1、ステップ2については順次できると思いますけれども、ステップ3以降はそう高頻度にはできないのではないかと考えています。少なくとも来年度試行するときに1回やってみて、そこで問題点が出てきたものをもう1回リバイスしてやり直すという、少なくとも複数回のプロセスを回す必要が来年度はあると思われましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから次にこのフローです。フローも基本的によくできていると思います。1点だけ、基準を満たしていないと認定取消しというプロセスが入っていましたが、恐らくお考えになっていると思いますけれども、なるべくOECMを確保して保全につなげたいというのが主旨でしょうから、委員会とかそういうもので審

査していきなり駄目という前に一度、こうしたら次は大丈夫ですよという改善点をフィードバックして、それでまた再申請していただく、要はもう1回再試験を受けられるようなプロセスが非常に重要だと思いました。

最後に名称の件ですけれども、「自然共生エリア」を今度は「自然共生サイト」にされるということで、基本的には私は今の段階では良いかと思えますけれども、これは陸地とか沿岸でしたら比較的マッチしやすいと考えられます。しかし、サイトというどうしても狭い範囲というイメージを持たれてしまうので、沖合などに展開する場合には、再検討の余地も残されたほうが良いと思います。沖合などは恐らくすごく狭い範囲でOECMを設定するというのはあまり考えられないと思いますので、今の段階では仕方がないのですが、ゆくゆく沖合の場合は名称を変えるなどフレキシブルに御検討いただければと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では事務局のほう、いかがでしょうか。
- 環境省・小林 藤倉委員、ありがとうございます。3点質問をいただいたと考えております。まずこのフローのステップ1からステップ4までですが、来年度はまずこのステップ1からステップ3は試行なので、ここをやっていきなりたいと思っています。実際にはこれを前半・後半のように2つのタームでやってみて、前半に例えば20件ぐらいやって、後半に30件ぐらいに分けて、おっしゃるとおりこのステップ3の審査委員会はそう何度も何度もするのは当然難しいと思いますので、ステップ1、ステップ2でかなり詰めていきながら、ステップ3で前半部分をジャッジしてみると。後半部分も同じような形でやってみると。おっしゃっていただいた実際のこの審査委員会の1発の確認で問題があるかどうかとか、それで駄目だった場合、もう1回審査委員会をやる必要があるかどうかというのを含めて、この試行の中で考えていきなりたいと思っておりますが、現状ではその審査委員会は1回開催して、そこでどうかというようにしていくのがいいのかなと思っています。もしそこで難しかったら次の審査機関みたいところに改めてなのかもしれませんが、そこもいずれにせよ試行で少し考えてみたいと思っています。ありがとうございます。

もう1点目、フローのところでございます。おっしゃるとおり今のところだと、点検を受けたときに審査委員会とありますが、最初するときにも助言のこういうプロセスというのを考えていきなりたいと思っておりますので、何か相談窓口のよう

ないつでも気軽に御相談できるような部分というのはあったほうがいいのかなどというところもありますので、そこも引き続き試行を含めて考えていきたいと思っております。

最後、名称について、ありがとうございます。おっしゃるとおりです。恐らく沖合とか、そういう広い範囲についてはこの「サイト」だと逆になかなか不自然になる部分があると思います。今回この御提案をさせていただいたのは、民間が取り組んでいる区域を国が認定する、この区域に対しての呼び方でございますので、恐らくですが、今後の海の検討を進める中で、今日の議題にもありますが、沖合の認定とはまた違った考え方等で、このOECMの設定を図っていくと思われれますので、そういう意味ではこの「自然共生サイト」というのを沖合のエリアで適用するのはあまり考えないのかなとは現時点では考えております。一方でそういったところを逆にどのように呼ぶのかというのは引き続き改めて考える必要があると今感じているところであります。ありがとうございます。

- 藤倉委員 ありがとうございます。
- 石井座長 よろしいでしょうか。それでは一ノ瀬委員、お願いします。
- 一ノ瀬委員 御説明いただきありがとうございます。私からは2点質問があります。1点目は特に確認のようなものですが、資料1-1の5ページ目の名称の件です。私も基本的に「自然共生エリア」から今回「自然共生サイト」と変えて提案ということで、これについては賛成です。ただ、これに関係して確認なのですが、今回は、その上の小さい図にあるように、いわゆるOECM自体をこういうふうに訳したわけではないということだと思います。けれども、OECM自体を日本語にされる予定はないのかなと。そこが同じように日本語で分かれば非常に理解しやすいのかなと思っています。これが1点目です。

2点目は、その次のページの生物多様性の「見える化」のところですか。こういった取り組みとても重要だと思います。もちろん簡単ではないと思うのですが、広く一般の方に知っていただくためにもこういう取組を進めなければいけないと私も思っています。

質問は、この事業自体の、この1枚でまとめて書いていただいているのですが、そういう「見える化」をする手法等の提案などを民間事業者や大学、研究機関と書いてあるのですが、そこに募るようなこと来年度されるという

ことですか。ちょっとそこをもう少し詳しく教えていただけたらと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは事務局、いかがでしょう。
- 環境省・小林 一ノ瀬先生、ありがとうございます。まず「自然共生サイト」の名称変更の提案に関しては御賛同いただきまして、ありがとうございます。御質問いただいた、ではOECM自体をどうするのか、ここはおっしゃるとおりちょっとまだ答えを持っていないというのが正直なところでございます。現状OECMは、簡単ではないんですが、「保護地域以外で生物多様性に資する地域」と我々は呼んだり説明したりしているのですが、それだと長いとか分かりにくいところも、きっと御意見がいろいろあるかと思っています。ですので、この保護地域とOECM……慣れてくるとあれなんですけれども、確かに分かりにくいとか日本語でというところは引き続き考えていく必要があると思っております。

もう一方、「見える化」をする手法についてですが、こちらについては来年度、ではこの「見える化」の仕組みをどのように設計していくのか、その設計図作りのようなところを考えていきたいと思っています。こちらはおっしゃるとおり、民間の方々のお力を借りながら設計図を考えていきたいと思っておりますし、このデータの部分での連携というところで研究機関とかそういったところも連携できるような仕組みを考えていく必要があると思っております。現状ではそういった方向でございます。

- 一ノ瀬委員 分かりました。ありがとうございます。
- 石井座長 OECMの和訳に関しては、検討会の初めのほうでもいろいろ意見が出たのですが、しばらく保留の状態になっていると思います。急がずにみんなで考えていったらいいのかなと私も思っているところです。それでは、広田委員、お願いします。
- 広田委員 私からは3点になります。日本らしいOECMということになると里地里山というのがイメージされるかと思うのですが、里山イニシアティブの関係の施策との連携みたいなものは考えておられるのかというのが1つ目の質問です。

それから2つ目が、里地里山となると、やはりある程度広いエリアを一括して認定するのがふさわしいと思うのですが、そうなると、一筆同意みたいな

ものまで必要となるのか、あるいはエリア全体として統括責任者等、何らかの地域団体の同意があれば、それで済むとするのか、これも試行しながら考えることかと思うのですが、今の時点ではどう考えておられるのかというのを伺いたしたいと思います。

それから最後ですが、来年度からの試行に当たって、その推進そのものを民間との協働で進めていくというようなやり方が私は好ましいような気がします。NPOとかNGOとか、あるいは里地里山の分野に関心が強い地域や団体がいないわけではないですから、そういった進め方についても多少考慮されているのかと、その3点が質問になります。よろしくお願いします。

- 石井座長 ありがとうございます。では環境省、いかがでしょうか。
- 環境省・小林 広田委員、ありがとうございます。まず里山イニシアティブとの連携の部分について御質問いただきました。おっしゃるように日本型というか、日本の考えに基づくようなOECMというのをやはり世界に向けて発信していくために、この里山イニシアティブと連携して発信していきたいと思っております。
- 環境省・小林 2点目ですが、今のところはやはりこの土地所有者とか管理責任者的な、管理に関わる方々の同意はやはり必要ではないかと思っております。勝手にという言い方があるか分かりませんが、気がいたらというよりは、やはりみんなが納得していくような部分、その中で実際複数の箇所を一緒にやっていく部分というのは、これも試行の中でとか、課題の調査の中で考えていくものかなと思っております。

もう1つ、最後にいただいた民間との連携の部分でございますが、一緒に進めていくかということところです。ここもおっしゃるとおり、何か後押しできるとかその地域とかそういうエリアとかについて知見がある団体や詳しい方々のサポートを受けながら、実際に進めていけるような仕組みというのは将来的に重要になってくると思っております。なかなかいきなりそういうのが来年すぐにはできるかというのは難しいかもしれませんが、そういういわゆる団体や地域との連携の仕組みというのも意識しながら、試行とか調査事業をやっていく必要があると考えているところです。

- 広田委員 ちょっと補足のコメントをよろしいですか。先ほどのサイトの認定に

際しての同意の問題ですが、重要文化的景観という制度がありまして、その場合も同意を一人一人の所有者から取るか、その地域全体でオーケーとするかというのがいつも問題になります。私が関わったある地区では、その地域の団体の判断で一筆同意を取ることにしたのですけれども、これは結構大変でした。地域にはいろいろな方がいますから、全員から同意を取るというのはもうほとんど不可能みたいなところがあって、実際にはそこら辺が何となくグレーゾーンがありながら、ほとんどの人が同意している段階で、見切り発車ではないが、その地域としての同意が取れていると見なすような感じでやっているところもあります。重要文化的景観のエリアによっては個別同意まで取らないところもあります。このOECMも場合もそこは少し問題になりそうだと思いますので、考え方の整理みたいなのは必要だと思いました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では、お待たせしました、佐藤委員、お願いします。

- 佐藤委員 御説明ありがとうございました。私からは大きく3点です。

1つは今回50か所ほどで試行していかれるとのことですが、試行の場所はどのように決定されていくのでしょうか。例えば、1企業の所有する緑地などの場合、環境省と1対1で話は進みやすいのかと思いますが、私が関わっております国分寺崖線や東京ベイエリアなどでは、さまざまなステークホルダーが関わっており、中間支援組織が間に入って調整しています。緑地の連結性というところでは、重要なモデルとなり得るエリアと思いますが、そういった種類の場所も今回試行場所として検討されるのか気になりました。これが1点目です。

2点目は先ほど渡辺委員からもお話がありましたが、国際機関との連携、海外の動きとの連動性についてです。例えばIUCNのガイドラインについては、以前の検討委員会でも説明されたところですが、IUCNではメディア活用やイベント等の普及啓発や政策提言など、さまざまな取組みを同時に進めています。またガイドラインも見直しがあると思います。また他国のOECMの事例も比較しながら検討したいところです。そのような海外の情報もシェアしながら検討会を進めていけるとよいと思います。

最後に3点目ですが、先ほどさまざまなNGO団体の話題も委員の方々からあったところですが、私もこの点は非常に重要だと思っております。日本自然

保護協会や日本野鳥の会は、長年自然保護や生物多様性向上のための取組み、調査や普及啓発を進めてらっしゃいます。日本自然保護協会では、ホームページ上に日本におけるOECMの展開と課題について記載されています。例えば多数の担い手が管理者となっている地域では、土地の状況も自然に関する知識もまちまちであるため、そういったところで統括して進めていくためには、NGOをはじめ様々な関係者のネットワークが必要だと述べています。また日本野鳥の会も、昨年の生物多様性国家戦略の小委員会でヒアリングされた資料が環境省のホームページに載っており、OECMに対して選定方法や優遇措置について様々な提案がなされています。そのような内容をこの検討委員会で共有したり、NGOとの連携を検討していくべきと思います。すでに（そのような取組みが）進んでいるのかもしれませんが、そのようなNGOとの連携状況についてお聞きしたいと思った次第です。以上3点です。よろしくお願いします。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは環境省のほう、お願いします。
- 環境省・小林 佐藤委員、ありがとうございます。まず試行の場所の決め方でございます。こちらは来年度の試行は、環境省の調査事業の一環として、いわゆる先ほど説明で申し上げたこの試行のプロセスが妥当かどうかとか、解決するための課題は何かというところを考えていくために、それに見合ったところを選んでいきたいと思っています。そういう意味では試行のプロセスとか課題内容にこちらで考えるものを含めてバラエティー豊かに、そのタイプとかいろいろな地域などのバランスを踏まえながら、まさにケーススタディにつながるような部分で考えていきたいと思っています。

国際機関との連携についてでございますが、それについては今ウェビナーなどといった機会もとても増えてきているところです。そういった場を使って、この日本の取組も発信するように努めているところで、引き続き強化していきたいと。今回検討会でそういった海外との動きや情報を共有できていなかった、御紹介できなかったのは申し訳ありませんでした。今後そういった情報も共有できるような資料ですとか話題として出せるようなことも含めて考えていきたいと思っています。

3点目でございますが、いわゆるNPOとかNGOのような団体との連携についてでございます。今まさにこういった企業とかNGOなど様々な主体と連携し

て、この 30by30 やO E C Mの取組を進めていけるような、こういう場を作るものを検討しています。そういうところでの連携もしながら、実際におっしゃっていただいたような地域の取組とか、それぞれNGOや団体さんの強みを生かしたり、連携し、お力を借りながら、我々環境省単独でやるのではなくて、そういった方々の知見やお力を踏まえて一緒に進めていけるような仕組みというのを考えていきたいと思っております。以上です。

- 石井座長 よろしいでしょうか。
- 佐藤委員 試行の場所については、バランスを取って考えていかれるということだったのですが、この検討委員会でも途中経過の情報などをシェアいただけるようでしょうか。
- 環境省・小林 ありがとうございます。試行や今後の検討に適しているような場所というのをこちらで考えていくかなと思っております。その結果や、どのように試行してみたか、その実際の具体的な場所でやってみた結果というのを、実際こうなりましたと、そういったところは検討会で御説明させていただいて、次の試行とか、ではどういうふうに直したらいいかというところでぜひ御助いただきたいと思っております。
- 佐藤委員 分かりました。生態系ネットワークという視点からも、点をつないで面としていくような広域的な取組も、ぜひ試行箇所に入れていただければと思います。よろしくをお願いします。
- 環境省・小林 ありがとうございます。
- 石井座長 ありがとうございます。八木委員、お待たせしました。
- 八木委員 ありがとうございます。私からは2点ございます。1つは説明の仕方が重要だと思った点です。資料1-2の認定基準ですけども、私はこれでよろしいと思います。ところがこの表をいきなり出してしまうと、なんかトップダウン色で政府主導のような感じがしてしまっていて、引いてしまう可能性があるんで、前段に何か前書きのような説明が必要かと思います。そこではやはりトップダウンで政府主導という感じではなくて、ボトムアップのものを奨励して、政府と民間で一緒に考えるというか、コマネジメントと言うのですよね、一緒にマネジメントするという、そういう感じを目指しているんですよということを書いて、エンカレッジしたほうが良いと思いました。先ほどからインセンティブの話がありま

すけれども、その1つになるかと思えます。

2つ目ですけれども、藤倉委員もおっしゃっていましたが、やはりいきなり取消しになるのはどうなのという話がありました。私もそれに賛成で、やはり、そもそもの思想として生物は多様であるというのはそうなんですけれども、人間側の取組も多様であるという思想がある、あってしかるべきかなと思えます。そうすると、何か一定の基準にはまっていないので排除しますというのは少しどうかと思えますので、排除というよりはインクルーシブと言うか、包摂的にすく上げますということで、取消しというよりは、何か試行期間を置きながら、すくうとかそういうのが要るのかなと思えました。以上2点です。ありがとうございます。

- 石井座長 重要な御指摘だと思います。では環境省、お願いします。
- 環境省・小林 八木委員、ありがとうございます。まず1点目でございます。資料1について、これだと少し強めな感じが出てしまうということでアドバイスをいただきありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、ボトムアップ、まさに手挙げをしていただくような仕組みに考えておりますので、こういった認定基準をただポンと出すだけではなくて、分かりやすいような応募要領とかそういったものとセットでお示しできるように作り込みをしていきたいと思っております。ありがとうございます。

もう1点目、取消しの部分でございます。認定は今のところ、少し申し上げた黄色信号と言いますか、全く問題ないとは言えなくて、今後少し危ういんだよというところは、いきなりバツをつけるのではなくて、少し猶予期間というか、改善の期間を設けて、認定継続をしていただくというフローも考えているところです。

一方で、やはり国際的なOECDデータベースに登録するという重要性も考えると、明らかにもうこれは厳しいのではないかというものはやむを得ない判断を下さざるを得ないときもあると思っております。その辺りのバランスはすごく重要だと思っております。なるべく可能性のあるところはいきなりバツというよりはなるべく続けていただけるようにこちらも助言なりサポートしながらしていくようなもの。またいきなり審査委員ではなくて、その前に助言をとという話もいただきましたので、その辺りの相談窓口の可能性も含めて、皆さんがなるべく続

けていられるようなサポート体制も考えていきたいと思っております。よろしく
お願いいたします。

- 石井座長 よろしいでしょうか。
- 八木委員 はい、ありがとうございます。
- 石井座長 では、さすがに時間がなくなってまいりましたので、土屋委員を最後にしたいと思えます。土屋委員、お願いします。
- 土屋委員 一番初めに簡単ですが質問しましたので、権利があるかどうかどきどきしていたんですけれども、ありがとうございます。もう既に御質問や御意見の中で手を挙げてから伺った部分もあるので、一応2点なのですが、1つは佐藤委員から御意見のあったNGOと共同で進めるべきだということに対して、これは意見ではなくて、それに対する一部回答のようなことをここでさせていただきます。私が役員をしております日本自然保護協会につきましては、石井座長や渡辺委員にも運営に御協力いただいているところですが、日本自然保護協会はOECMについてもたいへん関心を持っており、様々な検討をしてきたところです。役員1人として、少し説明させていただきます。

日本自然保護協会は今、これから2030年に向けての活動目標や来年度の事業の内容を決めているところなのですが、その中で30by30もしくはOECMについては、特に中心的な活動として、これまでの実施してきた様々な活動を組み合わせる中でやっていこうとしております。

そこで1つ問題にしているのは、自分も検討会委員として関わっている中で少し言いにくいところではあるのですが、この環境省の仕組みが本当に実効性のあるOECMになっているのかどうなのか、なるのかどうかというところに我々ナショナルNGOとしては若干疑念を抱いております。そのため、実効性のあるOECMをしっかり作っていこうということで、ある意味では環境省の制度と並行しながら、我々の独自の活動を幾つかのサイトでやっていこうと考えております。

先ほどの佐藤委員のご発言に関連して言えば、まさにそういう意味で、我々だけではなく、他のナショナルNGOや地域で活動しているNGOの中にもかなり具体的に検討している、もしくは実行しようとしているところがあると思えます。やはり環境省だけでは実効性のあるものを作るのは非常に難しいわけで、そういった様々な試みを幅広く取り入れていくような仕組み作りが必要なのではない

かと思えます。これは回答もしくは意見です。

もう1つです。今とは全然レベルの違う話ですが、来年度制度を検討していくわけですが、まさに藤倉委員や八木委員が懸念されたところですが、全部が基準にぴったり合って、全部クリアするということばかりではないとか、そうでないところがほとんどなので、そうするとそれをどの程度まで認めていくのかというところが多分、来年度の検討材料になると思います。つまり100点ではなくて70点なのか、それからその点数のつけ方も重みをそれぞれの項目についてどうつけるのかというような問題があると思います。

その辺のところはこれから検討すると思いますが、そこで少し参考にさせていただきたいのが、グリーンリストというIUCNの管理有効性評価という保護地域の管理についての評価の国際的な基準制度です。環境省さんも管理有効性評価については検討されたところですが、IUCNの仕組みは、たしか一旦審査をして、認定に値するとなっても5年間は暫定認定のような形になっていて、実際のパフォーマンスを見ていく。パフォーマンスを見てその中で当然足りないところは様々な指導を加えたり、自分で直していただく中で5年後に最終的に審査を行って、これはオーケーですよ、ちょっとまだ駄目だねというようなことをやっていくというものを作っています。

このグリーンリストと似たような仕組みというのをこのフローの中でできないか。つまり初めから100点満点でオーケーなのと、駄目ですねという間に、先ほど再審査というお話もありましたけれども、暫定の認定みたいなものを作って、その団体やサイトについては、例えば5年間、もしくは3年間でもいいのかもしれませんが、その中で様々な努力をしていただくと同時に、環境省や他の行政機関、NGO、地域自治体などが様々な支援を行って、全体のレベルを上げていくということで、先ほどのインクルーシブな制度という意味で言うと、そういった形でなるべく増やしていくというような努力というのがすごく必要なのではないかと思いました。以上、意見です。

- 石井座長 ありがとうございます。どちらかと言うとコメントのほうですけども、事務局、いかがでしょう。
- 環境省・小林 土屋委員、ありがとうございます。まず1点目のアドバイス、御指摘ありがとうございます。まさに環境省単独では、やはり今これだけOECM

とか民間の取組との連携というのが注目、そして大きな流れになっていくことがあると、我々だけでは当然ながら厳しい部分はありますし、むしろ今おっしゃっていただいたようなNGOの方々、地域の方々との連携、力をお借りしながら一緒にぜひ進めていきたいと思っております。

そういった意味でそれぞれのNGOの得意分野があるわけなので、これからも意見交換とかそれぞれの仕組みとの、まさにシナジー効果を生みながら、ばらばらにやるのではなくて、一緒に進めていければということを考えていきたいと思っております。

2点目についてでございます。まさにここは来年度の検討の部分だと思っております。やはり国際的なOECMデータベースに登録することを考えると、繰り返しになってしまいますが、やはり基準はクリアしていることは最終的には重要になってくると思いますが、一方でそういったところを増やしていくところに対する支援は重要になってくると思います。来年度のまさに課題調査事業の中でそういったところの課題とか改善策を見つけ出して、ガイドラインにまとめていくということは考えておりますが、それだけではなくて、それ以外にも続けていけるようなところ、そこは今おっしゃっていただいたような、まさに団体の方々とかとの連携も踏まえながら一緒にサポート体制や皆さんの質を上げていくような部分、応援できる部分を考えていければと思っております。よろしく願いいたします。

- 石井座長 ありがとうございます。まだ多分御意見がおありになると思いますけれども、時間もありますので、次に進ませていただきたいと思っております。

次は議題（2）です。海域における保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の検討状況についてということで、これは守審査官から御説明をお願いいたします。資料2です。

（2）海域における保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の検討状況について

- 環境省・守 環境省自然環境計画課の守でございます。本日はよろしくお願いいたします。時間も押していそうなのですが、海域のお話についても検討状況の共有をさせていただければと思っております。

海域については、陸域の検討状況とは違いまして、今海域のOECMについて考え方の案を検討しているところでございます。

状況の振り返りから御説明をさせていただきます。令和3年度の目標としてこのようなことを皆様にお知らせをしておりました。現在の海洋保護区であるとか海域の利用、そして管理の状況を把握した上で、海域におけるOECMとはどのようなものかということ、それを次期生物多様性国家戦略への記載内容などを見据えながら検討を進めるということでお話をしていました。

令和3年度の目標としては2つ掲げておりまして、海域におけるOECMを検討するための課題の洗い出しと、あと先ほど申し上げたOECMの考え方の案を示すということを目標に検討を進めてまいりました。

さらに前回の検討会でお話したように、海域については2つに分けると言いますか、分けて考えるというよりも沿岸域の一部は陸域と一緒に考えるというような話ですけれども、海でも干潟とか藻場、サンゴ礁などの沿岸域の一部については民間の保全活動が行われているところもございまして、そのような取組については陸域を中心に検討している認定の仕組みの対象としたいということもお話をしておりました。

これは海の勉強会でもこの検討会の中でも、多くの委員の皆様から沿岸の取組と一緒に推し進めていってほしいという御意見を受けてこのようなことになっております。書いてありますように、沿岸域の一部については先ほどお話をさせていただいた自然共生サイトの認定対象とできるように検討を進めていく、民間の取組を後押ししていこうということ、それ以外の海域については既存の管理の仕組み等を整理するなどして、どのような海域がOECMとしてふさわしいのか検討を行うということにしておりました。

これが今の検討状況の概観になりますけれども、まず海域のOECMの案の検討というのを進めてまいりました。海域におけるOECMにどのような生物多様性の保全や社会課題の解決のための効果を期待すべきか、ということを検討しなければならないということが我々の認識としてございましたので、その認識の下、考え方を検討しています。

具体的には国内の海洋に関する問題がある程度網羅されている海洋生物多様性保全戦略——環境省が定めているものですが、これを参考に国内におい

て海洋生物多様性に影響を及ぼす恐れのある問題について、エリアベースの保全が課題の解決に貢献する可能性があるものをまず整理しまして、その課題の解決にOECMが貢献するためにはどのようなことが実施・促進が期待されて、そして重視すべき点がどのようなものを整理しました。その上で、効果的な海域におけるOECMの考え方とはどのようなものかというのを検討しております。

さらに、来年度自然共生サイトの認定の試行が始まるということで、この認定の試行に沿岸域の一部を含めることができるのかどうか、具体的には認定基準が沿岸域にも当てはめられるのかどうかについてケーススタディを実施しているところでございます。

まずは海域におけるOECMの案の検討について状況をお話させていただきます。まず課題の整理をしたとお話をさせていただきました。海洋生物多様性保全戦略から抜き出しているわけですが、課題の例とあるように、このような課題について書かれていて、このような課題についてはエリアベースの保全が解決に寄与する可能性があるとして整理をしています。

あくまでも例ですけれども、例えば、日本には様々な管理目的による海洋保護区があって、それぞれが個別に管理されているところですが、それを取りまとめて生態的ネットワークのシステムとして構築する必要がありますよというようなこと。それから、陸域からの影響です。土砂の流入ですとか化学物質による影響、気候変動の話もありまして、例えば、海水温の上昇によるサンゴの白化など、そしてごみの問題もプラスチック等の漂着ごみによる海岸環境等への悪影響、そして開発行為による生物の生息場の消失、これは日本特有かもしれませんが、漁村の過疎化そして漁業者の高齢化による沿岸域の環境保全活動の後退なども課題として挙げられておりました。

では、これらの課題にOECMが貢献していくために、どのような取組の実施・促進が期待されるのかを具体的に考えてみました。生態的ネットワークの構築などに関しましては、先ほどお話ししたように様々な管理目的を持つ海洋保護区が今日本にあるというところですが、それとOECMというものを並列で考えて、それをどう組み合わせれば日本の生物多様性の保全能力が最大化されるのか。そのようなOECMの配置はどのような場所をOECMにすることがよいのかという候補地の抽出という話になるのかもしれませんが、そのような配置を考え

ることが必要であろうと考えていますし、そのほかやはりOECMの継続的な管理ですとか生物多様性に関するモニタリングというのほどこであっても必要であろうということです。

これらを満たすようなところがOECMとなるのかもしれませんが、先ほどお話がありましたけれども、実行性の部分というのもあたりもしますので、OECMの価値を高めていくような活動もプラスしていく必要があると考えております。例えば、OECMの生物多様性に関する価値について情報を発信したり、あとはOECMで生産された海産物をブランド化したり、既存のエコラベルと連携したりして、OECMの生物多様性以外の価値と言いますか、OECMそれ自体の価値というものを高めていく活動も必要であろうと考えています。

そしてそれをより一般化した話になるかもしれませんが、そのような課題の解決に貢献するOECMとなるために、OECMの検討に当たって重視すべき点というのを、この後考え方を整理するということでもちょっと一般化してみたというような話です。

ネットワークの構築等に関しましては、もちろん重要海域の活用ですとか気候変動に脆弱な生態系を特定するなどして、科学的な検討プロセスを経て、OECMの保護地を抽出していく必要があるでしょうというような点。そして生物多様性の保全を目的としない管理・保全活動の生物多様性への貢献度の明示というのでも、様々な管理目的で保護している場所についてOECMにしていくという点ではこの貢献度を明示するというのも必要であるということ。そのほか、海独特の課題になるかもしれませんが、陸域における活動が海域にどう影響しているのかという点も必要であるし、あとはこのOECMが開発と調整できる仕組みというのも持すべき点として考えていくべきでしょうと。総合的にOECMの対外的な発信を通じて、OECMの価値を高めていくという視点が重要だということを取りまとめています。

今お話していたOECMの検討に当たって、重視する視点を踏まえた多様な取組を実施していく必要があるとまとめましたが、そのような取組を実施していくためには様々な主体との連携が欠かせないと考えています。環境省が先ほどお話していたような自然共生サイトの認定の仕組みを作っていくだけでは駄目ですし、いろいろなところとの連携が必要というようなことも陸域でお話いただきま

したが、海域についても、特に海域は広大であるということ踏まえまして、様々な主体との連携は特に欠かせないと考えております。また、継続的なモニタリングを含む適切な管理を行うに当たっては、既存の海域の利用や管理、規制というものを生物多様性の保全としっかりリンクをさせて、OECMの検討を進めていくことが有効ではないかと考えています。このOECMの検討には、自然共生サイトとしての認定も含むと考えています。

これらを踏まえまして、海域におけるOECMの考え方の案として以下を提示しています。多様な主体との連携による効果的な管理とモニタリングの実施と通じて、多面的な利用と生物多様性の保全の両立を図られる海域をOECMとして検討していくということを考え方の案として示させていただきました。

このOECMとして検討するという中に自然共生サイトとしての認定も含むと書いております。自然共生サイトの認定と、先ほどお話していた、それ以外の海域における仕組みというところが必要になってきますけれども、差し当たって来年度から自然共生サイトとしての認定の仕組みの試行が始まりますので、我々として、自然共生サイトの認定の試行において、沿岸域を対象とするための検討というのを行っています。

具体的に何をしたかと言うと、ケーススタディをしたということですが、以前お話していたように、陸と同じように海についても、既に保護区となっている場所の中の活動であっても、生物多様性の保全の質を高める取組の後押しができるように認定の対象とするということを考えてみました。

この先ほどお話した、海域におけるOECMの考え方を踏まえて、認定の試行に沿岸域を対象として含めることができるのかケーススタディをしてまいりました。そしてもし認定基準をどこか変える必要があるのであれば、チューニングをしなければいけないということで、その検討もしていました。

ケーススタディ対象地はできるだけいろいろな場所が網羅されるように考えてみました。認定が見込まれる生態系を絞って、そして生物多様性の価値に関する基準がありますので、ケーススタディする場所全体でそれらが網羅されているように設定しました。そして活動内容や活動実施者の属性であったり、保護地域との重複状況など、できるだけ様々なタイプの活動が含まれるように選定しています。

ケーススタディ対象地は生態系タイプ4つを選んできました。サンゴ礁、干潟、海岸、藻場というところです。陸域とのつながり等も含めてこの4つを選んできましたけれども、活動の内容としては、例えば清掃活動だったり、サンゴ礁であれば土砂の流出防止などの取組もしているところ、海岸であれば外来植物の駆除などを行っているところもありますし、藻場であればアマモの播種活動などを行っているところもありました。活動実施者はNPOや保全団体が主導しているところもありますが、行政が積極的に関わっているところだったり、行政はあまり関わっていないところ、そして漁業者が主体となっているところなどもございました。

生物多様性の価値に関する基準は、海の中では藻場やサンゴ礁や干潟などは場としての価値があるという形になっております。そのほか貴重な種と、種に着目して保全管理をしているようなところだったり、藻場などのように藻場としての機能を重視して、活動しているところもございました。

これらの対象地において、陸域の認定基準を当てはめていって、しっかり今の活動が認定できるのか、どういうところが足りないのかということについて検討してまいりましたが、認定基準はおおむね沿岸域にも当てはめることが可能であると考えられました。ただ、一方で、対象となる場所がやはり所有者や管理者が民間でない場所だったり、管理者が不在の場所などもあることから、統治責任者や管理責任者の考え方の整理は必要であろうと考えています。

なので、認定基準そのものを、先ほどの資料1-2の中の、一番左の認定基準(案)の列については変える必要はないんですけども、そのほか認定基準の詳細であるとか、添付資料のところは沿岸域に関しては少しチューニングしていく必要がこれからあると考えられます。そのため来年度から試行する自然共生サイトの認定の試行に沿岸域も対象として含めつつ、統治責任者や管理責任者の整理などについて検討する必要があるので、陸域と全く同じようにというわけではなくて、その中でも件数は少数かつ丁寧にやっっていこうと考えています。

そのほか統治責任者や管理責任者以外に、例えば、陸域と一体となった認定申請をどう扱うのかとか、海域については陸域よりもかなりダイナミックに生態系が変化していきますので、先ほども変化した場合にどうするのかという話もありましたが、認定後に自然環境の状況が変わったときの対応であるとか、あとはや

はり民間が管理者でない場所というのも多いので、自治体とも情報共有をしながら、どのように関わっていただくのかというのも丁寧に進めていかなければいけないと考えています。

そして今後の予定ですが、来年度から自然共生サイトの認定の試行が始まるということで2つの柱で書かせていただきました。令和3年度は今までお話したように考え方の整理と自然共生サイトの認定の試行に沿岸域を含めるための認定基準のチューニングの検討というのをしてまいりましたけれども、来年度以降は自然共生サイトのほうは陸域と同一の認定の仕組みを試行しながら、認定基準の見直しなどを行っていきたいと考えています。その上で令和5年度からは正式な認定を開始するということになっています。

そのほかの部分の海におけるOECMについては、考え方の案を検討しましたので、次期生物多様性国家戦略への考え方の書き込みだったり、あとは第4期海洋基本計画の改定が始まるというところかと思しますので、そこへ海域OECMの考え方を入れ込んでいくということを進めていこうと考えておりますし、それと並行して、自然共生サイトの認定以外の仕組みよるOECMについても、どういところがOECMとして整理できるのかということを検討してまいりたいと考えています。

以上で海域のOECMの状況について事務局からの説明を終わります。

- 石井座長 どうも御説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御意見、御質問を受けたいと思います。検討状況の中間報告という形ですので、今回は一括して御意見、御質問を伺ってから、事務局から回答をお願いしたいと思います。それでは、また挙手ボタンでお願いいたします。八木委員、お願いします。
- 八木委員 ありがとうございます。私もこの検討委員に加わっていました。それで、いい検討がなされていると思います。特にケーススタディですとか、試行的に運用する際にどうやって課題を見出すかというところは進め方としていいと思います。ただ、過去いろいろな知見が他のところでもたまっていますので、例えば、全漁連と水産庁と一緒に環境生態系のいろいろな取組をしていますので、それも参考にされたいと考えています。

例えば、モニタリングする際も結構注意が必要で、海藻が茂っている度合いをモニタリングしますという話ですが、3月や4月という春にかなり茂っているんです。ところが、夏になると夏枯れのような感じでそれほど茂っていなかったりして、季節変動がある中で、最大繁茂期と言うんですけれども、いっぱい茂っているときにモニタリングしないと連続性がない。ところが、3月末で予算が一旦切れてしまうので変な季節で測ってしまったりとか、いろいろするときがあったりします。

あとはコントロール区というか対象区というか、保全活動をやっている場所だけモニタリングしていてもしょうがなくて、その近所でそれをやっていない場所と比較してどうなのかという話をしたほうが、より厳密にはいいんです。ところがとてもそんなことをやってられないというような話もありますので、そこをどう折り合いをつけるかとか、そういうノウハウがほかのところでもかなりたまっているところがありますので、そこを参考にされたらいいと思います。

あと、2番目にやはり漁村の過疎化という話が先ほどの発表の中でありました。これは日本だけではなくて、韓国や台湾などでもそうなので、日本の取組はかえてそういう国々への見本になると思うので、ぜひ前例をうまく作りたいと思っています。例えば、エコラベルとかエコツーリズムとかいろいろなやり方があると思いますので、ぜひ検討を進めていただければと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは、渡辺委員、お願いします。
- 渡辺委員 ありがとうございます。今後の海のほうの試行に向けて検討のお願いということで1点お話ししたいと思います。南三陸町の事例になりますけれども、志津川湾という海があって、そこで牡蠣の養殖でASCという養殖の国際認証を取得しています。震災の後に牡蠣のいかだを減らして、質の高い牡蠣を作っていくということと、海の環境回復や生物多様性の保全を両立させる漁業者の人たちの取組が展開されているという事例です。先ほどのケーススタディの具体的な活動で、ゴミの回収とか外来種の除去とか土砂流入の防止というような活動が挙げられていますが、そういうのも大事だと思うんですけれども、漁業そのものの活動をより持続可能なものにする取組が生物多様性の質も高めている、そういう事例も今後の試行の中で含めることができないのかどうかという点について御検討いただけたらということで、お願いいたします。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では続いて、一ノ瀬委員、お願いします。
- 一ノ瀬委員 説明いただきありがとうございます。私からは2点ほど確認のようなものかと思います。まず1点目は特に12ページですが、最後のほうを伺っていて、陸域のほうも含め、ちょっとあれ？と思いながら伺っていました。というのは、所有管理者が民間ではない場所があつてというようなお話もあつたんですけども、OECMのそもそもの考え方としては、要は保全を目的としていないような場所だけれども、結果的に保全ができていくということだと思つたので、そこは必ずしも別に民間かどうかというわけではないのかなと、たしかそのように明記されていたと思うんです。今回のでも自然共生サイトの場合には、民間管理のものを優先して認定していくという方針なのですか？ちょっとそこが、この海のほうだけに特化した話ではないんですけれども、よく分からなくなつてしまつたので教えていただきたいところです。

もう1点は、その前の11ページですが、海岸というところがケーススタディの中にあつました。海岸に関して言えば、私はどちらかと言えば陸域のほうで扱うのかなと思つていたんですけども、ここで例として挙げられた海岸というのは、その海岸線のところからさらに海のほうにある範囲を特定できるような空間と考えていらっしゃるのか、どういうふう考えたらいいのかなと、ちょっとこの海岸のところが分からなかつたので、それも教えていただければと思います。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは、八木委員、渡辺委員、一ノ瀬委員から御意見、御質問をいただきました。では環境省、お願いいたします。
- 環境省・守 御意見いただき、ありがとうございます。まず八木委員からの御質問ですけれども、コメントをいただきありがとうございます。全漁連の知見と水産庁と連携して参照していくといいというところで、ありがとうございます。連携して対応してまいりたいと思つております。

そして海外のお話ですけれども、韓国、台湾、タイでも漁村の過疎化については進んでいるということで日本がよい事例になるように我々も頑張りたいと思つています。

先ほど里山イニシアティブの話があつたけれども、そのような観点からも海についても里海というような取組について発信していけると、漁業についても

プラスになると思っておりますので、そうできればと思っています。

渡辺委員からも御意見をいただきました。東日本大震災の被災地のところで牡蠣の養殖のエコラベルの取得が進んでいるというところ、私も存じ上げております。特に資源量が回復したというのが、すごくいいところかなと思っています。このような意見を通じてエコラベル関連の取組を進めているところというのでも連携して対応してまいりたいと思いますし、認定の試行についてはそのような取組も扱っていきたいと考えております。ありがとうございます。

最後、一ノ瀬委員からの御質問でした。所有管理者が民間でない場所であるという話のところですが、自然共生サイトの認定全体のところについては、特に民間だけということを考えているわけではなくて、自治体が管理しているところも対象になっていますし、企業とか地域全体で守っているところも対象になっています。

ただ、海については基本的に公有となっております、陸域とは違う点がございます。特に、今認定の基準の中に、土地に関する情報を添付書類として添付するような話もございます。不動産登記情報を出すところがあったりしますが、海についてはそういうところはさすがに難しいと考えているところです。特に海はオープンなので、いろいろな団体が入っているいろいろな取組をしており、では、どの取組をOECMとして認定していくのかというところについては、やはりその団体単独であったり、所有者単独では決められないところもあるかなと思っています、その辺り、先ほど佐藤委員から東京ベイのネットワークというお話もありましたけれども、そのように多様な主体がまとまって何かするというところも考えていかなければいけないと思っているので、海についてはよりこの管理者が民間でないというところにフォーカスさせて課題を書かせていただいたというところでございます。

そして、海岸は陸域ではないかというお話をいただきました。スライドの中にも陸と海の線引きについて書かせていただいている部分がございます、具体的にはスライド 10 枚目です。※で小さく書かせていただいているので申し訳ないんですけども、書かせていただきました。基本的には陸域の保護面積と海域の面積を計算する場合、考えられるのは、例えば、CBDの国別報告書に記載するときとか、30by30の達成状況を見ていくときとか、そういうところになると思うんで

すけれども、そのときにはやはり高潮線で線引きをしているGISデータを使って計算をしているというところです。

なので、お話いただいたように海岸は、例えば、波打ち際で清掃活動をしたりしているとすごく曖昧というか、すごく境界の部分となってきます。逆に外来植物の駆除などは陸域になると思っています。自然共生サイトについては、こちらは陸だから、こちらは海だからということで特に境界を分けて申請いただくということではなくて、海と陸にまたがったものであっても、一体で申請をいただいで取組んでいくということを考えているところです。

これについては取組としては認定をして、そして先ほどお話したように分けて計算する必要がある場合には、GIS上で、便宜的に線で区切って面積を計算していくことになると思っております。取組としては、サンゴ礁の話もそうですけれども、陸域の活動が海の保全に貢献する場合もございますので、その場合は陸と海合わせて申請をいただいで、後で分けるということを考えているところです。

以上になります。いろいろ御意見いただきありがとうございます。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは、佐藤委員、藤倉委員、挙手されていますので、このお2人まで御意見を伺いたいと思います。では、佐藤委員、お願いします。
- 佐藤委員 私はラムサール条約が締結されている都立葛西海浜公園にも関わっておりますが、海は陸以上に利害関係者が多いと感じています。海でエリア全体がつながっているため、陸とはまた異なるマネジメントが必要です。また陸域と海域のつながり、「流域」という考え方もOECMを検討する中で重要な視点ですが、ここでもステークホルダーの数が膨大です。ステークホルダーをつなぐ仕組み、つまり協議会や中間支援組織といった運営体制が、陸以上に必要と思います。そのような視点からのマネジメントを、どのようにお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。以上です。
- 石井座長 ありがとうございます。では続けて、藤倉委員、お願いします。
- 藤倉委員 ありがとうございます。私もこの勉強会に参加いたしまして、守さんには非常にポイントに絞った分かりやすい資料にいただきまして本当にありがとうございます。感謝いたします。

そのときにも少し話題に出たかと思えますけれども、この海域におけるOEC

Mの考え方の案というもので、これで大きな異論があるわけではないのですけれども、実際にOECMをこれから海で選定するときは、どうしても沖合や深海などに広げざるを得ないというのも実情としてはあると思います。そのときにこの考え方にある「効果的な管理やモニタリングの実施」、「多面的な利用」などというのなかなか沖合には当てはめにくく、難しいところも今後生じてくるかと思っています。

ですので、例えば、モニタリングができなかったとしても、人間による活動があまり認められない場所や、あとはドラスティックなイベントがない場所——例えば巨大地震など——、そういうものを加味しながら、たとえモニタリングができなかったとしても、OECMというものは、沖合などでは成り立つ、といったセンスも今後いろいろ御検討いただければと思っています。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの佐藤委員、藤倉委員の御意見、御質問について事務局、お願いします。
- 環境省・守 ありがとうございます。まず佐藤委員からの御質問ですけれども、海はステークホルダーが多いということ、そして海といっても、陸とのつながり、流域として考えていかなければいけないという御意見をいただきました。全くそのとおりだと思っております、ランドスケープレベルですとか、あとは流域のレベルで、そのように広い範囲を自然共生サイトにしていくというのも考えられると思います。

ただやはり、そうなるとステークホルダーがもっと増えてくる。海だけでもたくさんあるのに陸も増やすともっと増えてくるということもありますし、あとは土地所有の問題、土地所有者がまた変わってくるということもありますので、そういう問題をどうクリアするかということが課題となってくると思っています。なので、引き続き課題として取りあげながら検討を進めてまいりたいと思っております。

続いて、藤倉委員から考え方の案について御指摘を受けました。どうしても30by30を達成するときには沖合や海底にOECMを広げていかなければいけないということで、まさにそのとおりでございます。御指摘いただきありがとうございます。我々としては、陸域の考え方でもそうでしたけれども、何もしていないということも管理の1つに含まれるという考え方をしていきますので、そういう

考え方もしながら柔軟に解釈できるようにしていきたいと思っております。海は本当に広いので、全く利用のない場所もあると思っておりますので、そのあたりは柔軟に何もしない管理というように考えていけるようにしたいと思っております。御意見いただきありがとうございます。以上です。

- 石井委員 ありがとうございます。それでは、まだ御意見あるかも分かりませんが、時間もありますので、次に進ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

(3) その他

- 石井座長 それでは議事(3)その他でございます。事務局から1件あると伺ってます。御説明をお願いします。
- 事務局・谷貝 環境省自然環境局生物多様性主流化室の谷貝と申します。私のほうから参考資料について御説明をさせていただきます。中身といたしましては、今日も話が多少ございましたが、OECMを企業の方々や地域の方々に進めていただくためのインセンティブについて、今環境省として取り組んでいることについての御説明となります。

まず令和4年度から取り組むことについての説明となっております。こちらのほうが予算事業でございます。環境省が昔から行っております、地域の生物多様性保全の取組を支援する事業というものがございます。その中で来年度の事業においては、まだOECMは認定自体が始まっておりませんので、直接認定に対する支援というのはできないわけでありまして、今後認定申請を考えているような方々については、それをもって加点をするといったような対応を行いまして、まずは、先ほどお話のあったような実証事業といったところに積極的に手を挙げていただくようなことは後押しをしていきたいと思っております。

来年度から検討を開始してまいります経済的インセンティブの検討ということでありまして、例えば、OECMの認定を受けた土地について、その環境価値を切り出して、それを例えば市場でやりとりできるような枠組みができないかということ来年度から検討を開始していきたいと思っております。またそれに加えまして、税制であったり寄付であったり、クラウドファンディング、ネーミング

ライツといった様々な経済的な仕組みについても、合わせて事例調査等を実施し、使えそうなものがないかという分析を行っていきたいと思っております。こちらのほうはすぐにできるという話ではなくて、恐らく遅くとも2～3年程度は検討を進めていって、実証を行っていくことになると思っております。

その他の取組としまして、当主流化室におきまして、特にビジネスとの連携を進めております。例えば、企業向けのガイドラインといったものを2009年から作っておりまして、その中に取組の例示として30by30あるいはOECMといったものを取り上げていきたいと思っております。また今日記者発表してございますけれども、今後ネイチャーポジティブという世界目標に向かっての経済としての取組の検討の中で、その主要な取組であるOECMや30by30といったものについての発信・分析等を行っていきたいと思っております。

また今当省といたしましては、ISO TC331という生物多様性に関する規格の検討会、国内審議委員会を立ち上げてございまして、その中で、もちろんこれは我が国だけではなく、様々な国が参加して取り組んでいるものでございますが、状況を踏まえて、可能であればこういった国内のOECM制度を発信していくことも考えられるのではないかと考えているところでございます。

以下、TNFDと呼ばれている自然関連財務情報開示タスクフォース、言わばESG投融資に貢献するための情報開示に関するフレームワークについて、今、国際的に議論が進んでいるということで、簡単に御紹介をさせていただきます。こちらのほうはTCFDという脱炭素についての情報開示、フレームワークというのが先にできているわけでありまして、ある意味、それに倣ってTCFDの自然版として2021年9月に立ち上がったものでございます。つい先日3月15日にその素案と言いますか、ベータ版0.1と言っておりますけれども、それができたということで、こちらもし御紹介をさせていただきたいと思っております。こちらのほうはちなみに来年度の9月に第1版、一応その正式なバージョンができるというスケジュールとなっております。

体制について申し上げますと、今34名のタスクフォースメンバーで議論が進んでおり、また日本の企業としてはフォーラムという自由参加の有志連合と言いますか、情報提供するという組織があつて、そこには当省も含めて27団体が今入っています。非常に多くの日本企業の皆さんが関心を寄せているということ

が言えると思います。

先日発表されたベータ版についての簡単な紹介であります。こちらのベータ版が3つの柱からなっております、最初が定義でございます。2番目が本体とも言える開示勧告、ディスクロージャーのドラフトであります。3つ目がその補足的なものになってくるかと思いますが、リスク評価を行うためのツールを今回LEAPというものになりますを紹介しているということであります。

定義について少し御紹介いたしますと、対象としては陸域、淡水、海洋、大気というものが対象となってくるとしております。また「自然」については、いろいろ議論があったわけですが、人を含むエリアということになりますので、いわゆる里地里山的なものも入ってくると考えられると思います。その他影響や依存、機会やリスクといったような形でそれぞれ定義がされているということでございます。

本体であるディスクロージャーのフレームワークでございますが、これはTCFDを踏襲してございまして、ガバナンス、戦略、リスク管理そして指標と目標となっております。ざっくり申し上げますと、ガバナンスというのは、例えば、取締役会などがきちっと監視をしていますか、経営者層がちゃんと見えていますかという話。戦略については、会社としてきちっと自分たちが自然事象に依存していたり影響を受けているところを把握した上で、企業としてどのように対応していくかというのを考えてくださいねという話。リスク管理については具体的に実際その会社が持っているリスクといったものを分析しましょう。指標・目標についてはそれを踏まえてリスクに関係する指標をしたり、目標を作りましょうと。そしてこれらを開示しましょうということになってございます。

実際、リスク開示をするための手法としてLEAPといったものが提示をされております。まず自社の事業価値等の全体を見渡して、どこが自然と接点があるか、ちょっとまず分析をしましょう。その上でどれぐらい自然事象に依存しているか、自然に影響を与えているか分析をしましょう。その上で今後のリスク、あるいは機会を評価して、それを開示していきましょうということで、順番が示されているということでございます。

- 最後に、R4年度に向けては、直接的にOECMを支援するのは少し難しいとか、そもそも制度が正式にちゃんとできているわけではないので、財政的な

支援はなかなか難しいわけでございまして、R4については、先ほど申し上げた経済的支援の検討であったり、こういったTNFDについての議論を追いながら、ある意味準備をしていくという段階だと思っております。R5に向けて正式な認定試行の中でしっかりと議論を引き続きしていきたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

- 石井座長 分かりました。御説明ありがとうございます。OECMにも貢献する、環境省の取組状況ということで御報告いただきました。かなり時間が厳しくなっていますけれども、御意見等を伺いたいと思います。また挙手ボタンでお願いします。いかがでしょうか。では、渡辺委員からお願いします。
- 渡辺委員 御説明いただきありがとうございます。環境省の支援事業も重要だし、民間の資金、民間の投資とOECMをつなげていくいろいろな可能性が出てきているということもとても大事だと思いました。OECMのインセンティブということに関して、やはり環境省だけではなくて、都市もあれば農業地域も林業地域も漁業地域も含まれているということで、ぜひ各省との連携、各省の制度を生かした支援というの何とかならなければならないと思います。そのためには来年度の試行の作業をしていく段階から各省の御経験とか知見というのを生かしていくような進め方が大事だと思いました。先ほどご意見のあった民間団体と連携して試行していくということと併せて、各省とも連携ということをお願いしたいと思います。

それからもう1つインセンティブになるかどうかですけれども、里山イニシアティブの話も何度か出ました。里山イニシアティブの国際パートナーシップは世界で今283の団体が参加してくれています。このOECMに試行的、先行的に認定された地域に、ぜひこの里山イニシアティブ国際パートナーシップにも積極的に参加してもらおうというのはどうでしょうか。参加してもらおうと、そのケーススタディとしてOECMの取組を世界に共有できることとなります。世界各地の里山イニシアティブパートナーシップのメンバーの中でもOECMをどうやって取り入れていこうというのはすごく関心事項になっているので、日本らしい取組をそこで発信していく機会にもなると思っております。御紹介いたしました。以上です。

- 石井座長 ありがとうございます。では続けて、佐藤委員、お願いします。

- 佐藤委員 御説明ありがとうございました。いろいろな取組について、これからも情報共有していただければと思います。なお、タスクフォースには日本から唯一、原口真さんが御参加されています。原口さんから直接お話を伺う機会など、何か情報共有の場をいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。
- 石井座長 ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。ちょっと関係しそうな竹ヶ原委員、何かコメント等はございませんか。
- 竹ヶ原委員 冒頭申し上げましたとおり、インセンティブは多分制度を成長させる上で大変重要である一方、その厳密性は制度の設計にも関わってきてしまうものですから、むしろ来年度きちんと制度を設計していく中で、どのぐらいのインセンティブであれば付与可能か、この辺を少し同時並行的に議論させていただきたいと考えております。金融サイドのほうも多分関心が高いと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 石井座長 ありがとうございます。それでは、谷貝室長のほうから御説明いただいたんでしたね。環境省のほうから御意見があったらお願いします。
- 環境省・谷貝 はい、御指摘ありがとうございます。まず環境省の連携につきましては、別途今 30by30 ロードマップといったものを当省が検討を進めている中で、各省さんとは当然お話をさせていただいております。その中でOECMについてどうするかというのも当然議論の俎上に上がっておりまして、できますれば各省さんにも積極的に御協力をいただいて、その中で新制度といったものに達していきたいと思っております。ただ、まずはこの 30by30 ロードマップあるいはOECMについても各省さんへの協力の取付けということが必要かと思っておりますので、それは引き続きやらせていただくことだと思っております。

里山イニシアティブの件につきましても、当然、先ほど小林から申し上げたとおり意識はしてございまして、COMDEKSとかそういったところで個別の事業などもやらせていただいているわけですから、そういった中でOECM的なものを取り込んでいく、あるいは各国にOECM制度を、我が国の例を参考にして制度をある意味移植させていただくといったことができればいいなと思っております。いずれにせよ、情報共有もそうですし、プロジェクトベースあるいは制度ベースでの協力というのを、是非させていただきたいと思っております。

佐藤委員からあった、原口さんからのお話は、実は 23 日に別の会議の中で原口さんからお話をさせていただく機会がございまして、今日環境省から記者発表をさせていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。この会議に来ていただくかどうかについては計画課のほうで検討してもらって、もともと原口さんはOECDに関与いただいております、そこは別途御相談かなと思っております。

- 竹ヶ原先生の厳密性についてはまさにおっしゃるとおりでございまして、気候変動などと同じ世界であって、制度の厳密性とインセンティブというのはセットで考えていかなければいけないので、おっしゃるように、来年度の正式認定に向けた実証の中でインセンティブとセットで議論させていただきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きいろいろ御指導いただければと思っております。以上でございます。竹ヶ原委員の厳密性についてはまさにおっしゃるとおりでございまして、気候変動などと同じ世界であって、制度の厳密性とインセンティブというのはセットで考えていかなければいけないので、おっしゃるように、来年度の正式認定に向けた実証の中でインセンティブとセットで議論させていただきたいと思っておりますので、ぜひ引き続きいろいろ御指導いただければと思っております。以上でございます。
- 石井座長 ありがとうございます。それでは、最後のほうは時間がかなりタイトになってしまいましたけれども、以上で用意した議題全てかと思っております。それでは、多分追加の御意見等もおありかと思っておりますので、あとで事務局からその辺について期限等を切っていただければと思っております。

他に議題がなければ、事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

3. 閉会

- 事務局・河野 石井座長、ありがとうございました。それでは環境省自然環境計画課の堀上課長より閉会の御挨拶をいただきたいと思います。
- 環境省・堀上課長 自然環境計画課長の堀上です。本日はお忙しいところ長時間御議論をいただきまして、大変ありがとうございました。様々な御意見を承ったところであります。海外への発信、あるいは「見える化」の重要性、関係者との

連携強化、生態系のネットワークの大切さ、あるいはインセンティブの重要性、大変貴重な御意見をいただきましたので、これから作業を進めていくに当たって、御意見を踏まえて、進めていきたいと思っております。特に自然共生サイトにつきましては、沿岸域の一部を含めて来年度から試行的に運用しますので、単にその認定の中身を詰めていくだけではなくて、より多くの方々に手を挙げていただけるようなメリットの検討、インセンティブの検討なども詰めていきたいと思っております。さらには海域におけるOECMの検討も引き続き進めてまいります。

自然環境が社会経済の基盤であるという認識が国際的に広がってきています。先ほどもTNFDの話がありましたけれども、いろいろな地域において、その自然資本、自然環境ということが役立って行く面が多々出てくる、そういう中でOECMの重要性は増していくと考えております。今後しっかり整理を進めていきたいと思っております。本年度3回にわたる検討会において、石井座長をはじめ貴重な御意見を賜りました委員の皆様、並びに勉強会で御知見を賜りました委員の方々、さらにはオブザーバーとして御参加いただきました関係省庁の皆様にご場をお借りして改めて御礼を申し上げます。来年度以降も引き続き御協力をいただくことになろうと思っております。どうぞよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

- 事務局・河野 堀上課長、ありがとうございました。最後に事務局からの御連絡になります。委員の皆様、追加の御意見やアドバイス等がございましたら、3月23日水曜日までに事務局まで御連絡いただければと存じます。それでは、これをもちまして令和3年度第3回民間取組等と連携した自然環境保全の在り方に関する検討会を閉会させていただきます。委員の皆様には貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、本日は多数の傍聴者の皆様にご参加いただき、ありがとうございました。以上となります。
- 石井座長 皆様、お疲れ様でした。

以上